令和5年

第3回忠岡町議会定例会会議録

第 2 日

令和5年9月8日

令和5年 第3回忠岡町議会定例会会議録 (第2日)

令和5年9月8日午前10時、第3回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に招集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番	河瀬	成利議員	2番	今奈良	幸子議員	3番	北村	孝議員
4番	小島み	みゆき議員	5番	二家本	英生議員	6番	是枝	綾子議員
7番	松井	匡仁議員	8番	三宅	良矢議員	9番	前川	和也議員
10番	尾﨑	孝子議員	11番	勝元由	佳子議員	12番	河野	隆子議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	杉原	健士	副 町 長	井上	智宏				
教育長	富本	正昭	町長公室長	立花	武彦				
町長公室次長兼総務課長		町長公室次長兼企画人権課長							
	南	智樹		明松	隆雄				
住民部長	谷野	栄二	住民部次長兼生活環境課長						
健康福祉部長	泉元	喜則		新城	正俊				
産業まちづくり部長	村田	健次	教育部長	二重	幸生				
教育部理事兼学校教育課長	Ę		消 防 長	森下	孝之				
	石本	秀樹	消防次長兼消防予防課長	岸田	健二				
(各課課長同席)									

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長柏原憲一主査酒井宇紀主査岩間早百合

(会議の顚末)

議長(北村 孝議員)

おはようございます。

本日の出席議員は全員でありますので、会議は成立しております。

議長(北村 孝議員)

ただいまから、会議を開きます。

(「午前10時00分」再開)

議長(北村 孝議員)

本日の議事日程を事務局長より報告をさせます。

議会事務局(柏原 憲一局長)

議長。

議長(北村 孝議員)

事務局長。

議会事務局(柏原 憲一局長)

令和5年第3回忠岡町議会定例会議事日程(2日目)について、ご報告いたします。

日程第1 報告第8号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第2 議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について

日程第3 議案第32号 忠岡町教育委員会委員の任命について

日程第4 議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正について

日程第5 議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について

日程第6 議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第7 認定第 1 号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第8 認定第 2 号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について 以上のとおりでございます。

議長(北村 孝議員)

日程第1 報告第8号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件についての報告を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

報告第8号、令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の 規定により、健全化判断比率4指標の状況と公営企業における資金不足比率について報告 するものであります。

令和4年度は、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに実質収支が黒字であったため、 算定上マイナス数値となることから、公表上はバー表示となっております。

次に、実質公債費比率については、庁舎建設事業債の償還完了などにより地方債残高が減となったことから、前年度に比し0.9%減の6.1%となりました。

次に、将来負担比率については、地方債の返済を着実に実行しており、地方債残高などの将来負担額が減となったことから、前年度に比し21.6%減の21.1%となりました。

最後に、資金不足比率については、算定対象は下水道事業会計のみとなりますが、資金 不足が生じておりませんので、公表上はバー表示となっております。

以上、本町の財政につきましては、これらの指標において、全て早期健全化基準を超えていないことをご報告させていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

報告は以上のとおりです。

この件について質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

今、報告のあった健全化判断比率及び資金不足比率の数値の報告をですね、どう議会や 住民は判断したらいいのかということについて、お聞きをしたいと思います。

先日の全員協議会で、このバー表示とかであれば、この中身が分からないということで 資料請求をしましたところ、財政課長さんから簡潔で大変分かりやすい資料をご提出いた だきました。ありがとうございました。これでよく分かります。ということで、そのちょ っと資料も見ながらということでお尋ねしたいと思います。

まず、この健全化判断比率の実質赤字比率、これバー表示ですね。黒字だからバー表示。連結実質赤字比率、これ下水道会計まで入れて黒字ということでバー表示ということでありますが、どの程度、赤字に近いのかということかどうかを、資料を頂いたところ、実質赤字比率はマイナス8.03%、連結実質赤字比率はマイナス11.55%ということで、これがマイナスということは黒字ということで逆に見るということなんですが、この状態ということですので、まだそのゼロとかに近ければ赤字に近いということで、ここにバー表示でなく数字が出てくるということになります。で、それよりもちょっとかなり離れているという数字を頂きました。

で、あとは実質公債費比率とか将来負担比率は全然問題のないような数字であるということで見れるんですが、この赤字というところのこの部分で、実際にこの状況ですね、実質赤字比率がマイナス8.03%、連結実質赤字比率がマイナス11.55%という、こういう決算でありましたということで、この状態というのは財政的に厳しい状態なのか、厳しいとは言えない状況なのか。この判断が住民、議会はまだちょっと分かりませんので、忠岡町としてはこの、今報告をここでされたこの数値については、財政的に厳しいと見ているのか、そうではないと見ているのかと、その点について担当の部長、町長公室長さんよりお答えを頂きたいと思います。

町長公室(立花 武彦公室長)

議長。

議長(北村 孝議員)

立花公室長。

町長公室(立花 武彦公室長)

この健全化指標につきましては、財政が健全かどうかを判断する指標でございます。マイナスになるということは黒字になりますので、ただ、これは単年度の指標でございますので、これをもって厳しいとか楽であるとかいう判断は難しいものと考えてます。これ、赤字になればですね、財政調整基金を崩したり、そちらのほうへ回しますので、この指標をもって厳しいかどうかというのは判断は難しいというふうに考えております。

6番(是枝 綾子議員)

議長。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

この単年度の収支だけで財政状況を判断するというのは、それはなかなか難しいと思いますので、そのようなお答えになるというふうに思いました。

で、忠岡町の決算を受けてですね、4年度の決算に基づいて黒字であった。だから、4

年度末の決算残高ですね。財政調整基金の残高が、この資料ですね、忠岡町が決算書と一緒に出した主要な施策の成果並びに実質収支に関する調書、いろいろ財産の調書、この報告を見ますと、52ページのところに基金の残高で財政調整基金が12億6, 341万6 91円。1266, 0007余りあるということで出ておりまして、今日の議題ですね、上程される補正予算でも366, 3007万円、財政調整基金に積むということが出ております。ということで、動きはいろいろあるかと思いますけど、16662, 0007万円という、それを合わせると、1666基金がたまっているということになってしまうということであります。

その上で、こういう例年黒字ということで3億ずつ財政調整基金を毎年積み上げている。それは、この実質公債費比率を今まで上げてきたシビックセンターの返済、様々な返済が終わっているということで、財政的には楽になっているということだと思います。ということで、財政が厳しいという状況ではないというふうに私は思います。

ということで、こういった判断ですね、法律でこれを議会に報告しなければいけないということで出してきておられますけれども、これをどのように見るかというところを今後議会で議論していく、決算ではこれをね、決算委員会でやっぱり議論していくというふうにしていただきたいというふうに思います。

ということで、財政が厳しいと即座に答えれる数字ではないように思いますが、これで 財政が厳しいと言ってしまっていいのかというところは、もう一度確認をしたいと思いま す。財政、厳しいと。赤字じゃないです。財政、厳しいというふうにこれで、このような 状況で言われるのかどうかですね。ということで、再度お答えを頂きたいと思います。

町長公室(立花 武彦公室長)

議長。

議長(北村 孝議員)

立花公室長。

町長公室(立花 武彦公室長)

先ほども答弁させていただいたんですけども、この数字をもって厳しいとか厳しくないとかいうのは判断難しいと。先ほども是枝議員のほうからありましたけども、基金のほうが12億、今年度繰り越したものが3億ほどありますので、合計16億程度、財調が積み上がるということでございます。ただ、総合計画のほうでも、財政調整基金と特定の基金ですね、足して22億程度を目標にしているところでございます。

今までですね、財政健全化できていなかった公共施設の老朽化対策、これにつきましては今後ですね、この本庁舎、シビックセンターの工事、修繕工事も発生しております。小・中学校の体育館の空調なり、校舎の施設の整備もしていかないといけない。また、南海トラフ地震の災害に備えないといけないというところでございます。また、将来的にはですね、人口減少社会、税収が減るのは、これは確実に先が見えますので、その辺も考慮

しなければいけないと思っています。ただ、最大の懸念でありましたクリーンセンターがですね、公民連携という形で方針が決まりましたので、先の見える財政運営ができるのかなというふうには考えております。

議長(北村 孝議員)

是枝議員。

6番(是枝 綾子議員)

先を考えると、今後支出が増えていくということが予想されるという、そういったご報告だったと思います。現段階で、もう明日、財政健全化団体というんですかね、に転落するとか、早期健全化団体にもう明日なるという状況は脱していると思います。20年前、そのような状況でありましたから、住民のサービスのカット、職員の給与のカット、様々なことをやってきた時代とは、現在とはやはり財政状況は違うということは、それは言えますよね。その当時と今とは全然財政状況は良くなっているというふうにはお考えでしょうか。

町長公室(立花 武彦公室長)

議長。

議長(北村 孝議員)

公室長。

町長公室(立花 武彦公室長)

そのように思っております。

議長(北村 孝議員)

他に、ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これをもって令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 終わります。

議長(北村 孝議員)

日程第2 議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第31号、令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分について、ご説明申し上げます。

本件は、令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金9,427万7,033円について、7,303万3,627円を減債積立金に積み立て、2,124万3,406円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第31号 令和4年度忠岡町下水道事業未処分利益剰余金の処分については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業常任委員会に付託いたします。

議長(北村 孝議員)

日程第3 議案第32号 忠岡町教育委員会委員の任命についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第32号、忠岡町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

本町教育委員会委員 竹林正訓氏は、令和5年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われますので、ご賛同賜りますよう、よろ しくお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議長(北村 孝議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第32号 忠岡町教育委員会委員の選任について、採決をいたします。 原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに、決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

日程第4 議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

杉原町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第33号、忠岡町火災予防条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する

条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、蓄電池設備等に係る基準及び固体燃料を使用する火気設備等の離隔距離の基準を整備すること、また、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を整備するとともに、喫煙等の標識に関する規定について所要の整備を行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第33号 忠岡町火災予防条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の 規定により、総務事業常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第5 議案第34号 令和5年度忠岡町一般会補正予算(第3号)についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第34号、令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4億1,671万7,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は90億2,146万6,000円となります。

歳入につきましては、第10款 地方交付税で、普通交付税の計上、第14款 国庫支 出金で、子ども・子育て支援交付金(就学前施設補助事業分)の計上、子育て世帯生活支 援特別給付金(ひとり親世帯以外分)給付事業費補助金及び給付事務費補助金の計上、小 学校費及び中学校費で学校施設環境改善交付金の計上、地方スポーツ振興費補助金の計 上、第15款 府支出金で、子ども・子育て支援交付金(就学前施設補助事業分)の計 上、第18款 繰入金で、財政調整基金繰入金の減額、第19款 繰越金で、前年度繰越 金の計上、第20款 諸収入で、前年度の事業費確定に伴う介護保険特別会計繰出金精算 返還金の計上、町村振興共済事業負担金の計上、第21款 町債で、小学校及び中学校整備事業債の計上、臨時財政対策債の減額。

歳出につきましては、人件費において、職員の異動等に伴う調整額を各款に計上しております。

その他につきましては、第2款 総務費で、鑑定評価業務委託料の計上、財政調整基金 積立金の計上、税収入払戻金の計上、第3款 民生費で、前年度の事業費確定に伴う国庫 補助金等精算返還金の計上、子育て支援センター業務委託料の計上、子育て世帯生活支援 特別給付金(ひとり親世帯以外分)給付事業関連経費の計上、第7款 商工費で、グルメ イベント事業補助金の計上、第10款 教育費で、小学校費及び中学校費において防犯カ メラ設置工事関連経費の計上、スポーツによる地域活性化推進事業関連経費の計上であり ます。

次に、地方債の補正につきましては、小学校費及び中学校費において防犯カメラ設置工事に係る小学校整備事業債250万円及び中学校整備事業債120万円を追加、臨時財政対策債において限度額を3千794万2,000円に変更するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第34号 令和5年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務事業、福祉文教の各常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第6 議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを、議題といたします。

議長(北村 孝議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

議案第35号、令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説

明申し上げます。

今回の補正予算額は、5,061万1,000円の追加で、これを補正することにより、予算総額は17億9,097万1,000円となります。

歳入につきましては、第8款 繰越金で前年度繰越金の計上であります。

歳出につきましては、第4款 基金積立金で介護給付費準備基金積立金、第6款 諸支 出金で、前年度の介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減負担金の確定に伴 う国庫支出金等の精算分の計上であります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案理由は、以上のとおりです。

これより大綱的質疑をお受けいたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

議案第35号 令和5年度忠岡町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、会議規則第39条第1項の規定により、福祉文教常任委員会に付託をいたします。

議長(北村 孝議員)

日程第7 認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに、日程第8 認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、以上2件を一括して議題といたします。

議長(北村 孝議員)

これより各決算認定に関する提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、概要説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

認定第1号、令和4年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、ご 説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額87億6,017万476円、歳出決算額83億

3,855万975円、差引き4億2,161万9,501円は、令和5年度へ繰越しを いたしました。

次に、国民健康保険事業勘定特別会計につきまして、歳入決算額17億9,810万431円、歳出決算額17億9,177万8,460円、差引き632万1,971円は、令和5年度へ繰越しをいたしました。

次に、介護保険特別会計につきまして、歳入決算額は16億7,631万3,916 円、歳出決算額16億2,570万3,314円、差引き5,061万602円は、令和 5年度へ繰越しをいたしました。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして、歳入決算額5億383万7,549円、 歳出決算額4億9,327万2,729円、差引き1,056万4,820円は、令和5 年度へ繰越しをいたしました。

以上、各会計別決算額を申し上げましたが、内容につきましては、事項別明細により審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

次に、認定第2号 令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、概要説明を求めます。

町長(杉原 健士町長)

議長。

議長(北村 孝議員)

町長。

町長(杉原 健士町長)

認定第2号、令和4年度忠岡町下水道事業決算認定について、ご説明申し上げます。

本件は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会に提出し、認定を賜る次第でございます。

収益的収支につきまして、収入では、下水道事業収益8億1,626万2,077円、 支出では、下水道事業費用7億3,315万7,334円となり、収支差引8,310万 4,743円の純利益となりました。

次に、資本的収支につきまして、収入では、資本的収入4億8,656万300円、支 出では、資本的支出8億6,573万7,568円となり、収支差引3億7,917万 7,268円の収支不足でありますが、損益勘定留保資金等で措置しております。

以上、決算数値を申し上げましたが、内容審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお 願い申し上げます。

議長(北村 孝議員)

提案者の概要説明は、以上のとおりです。

お諮りいたします。

本件は、先例により、6名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託 して、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、以上2件は6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例 第6条第1項の規定により、議長より指名をいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、私から指名をいたします。

今奈良幸子議員・小島みゆき議員・二家本英生議員・松井匡仁議員・前川和也議員・ 勝元由佳子議員。

以上の6名を指名いたします。

この指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北村 孝議員)

異議ないものと認め、ただいま指名をいたしました6名を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

議長(北村 孝議員)

議事の都合により暫時休憩をいたします。

10時35分から再開をいたします。

(「午前10時28分」休憩)

議長(北村 孝議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午前10時35分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(北村 孝議員)

この際、ご報告をいたします。委員会条例第7条第2項の規定により、決算審査特別委

員会の正・副委員長も決定いたしましたので、ご報告をいたします。 委員長に今奈良幸子議員、副委員長に松井匡仁議員、以上であります。 なお、本件の審査報告は、次の定例会においてご報告を願います。

議長(北村 孝議員)

以上で、本日の日程は全て議了いたしました。

次回の会議は9月28日10時から開きます。本日はこれで散会をいたします。 大変ご苦労さまでございました。

(「午前10時35分」散会)